**平成２２年（フ）第２０１号**
茨城県水戸市常磐町２丁目７番27―101号
エミネンス常磐町
債務者　持田奈津子（旧姓自見）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第２０８号**
茨城県鉾田市鉾田630番地１　大川アパート８
債務者　沼田　　瞳
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第２１８号**
茨城県水戸市石川１丁目3806番地の１　冨美コーポＢ棟201号、旧住所千葉県我孫子市柴崎76番地の１
債務者　菅井　英二
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第２１９号**
茨城県水戸市笠原町1201番地の４　サンハイツ豊Ⅱ・201号
債務者　三浦　直幸
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第１３８号**
京都府宇治市神明宮北70番地の118
債務者　成清　美和
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第３５５号**
京都市下京区西七条南衣田町68番地　柑泉堂ビル６－Ｄ
債務者　森　　茂人
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第３６５号**
京都市左京区高野東開町20番地　カストルム洛北507
債務者　Ｂｅａｔｕｓこと　藤木　廣司
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第４０５号**
京都市中京区壬生坊城町13番地　木村アパート205号
債務者　池下　輝志
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第４２５号**
京都市南区唐橋平垣町24番地　八条市営住宅４棟303号
債務者　村井　政子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第４５８号**
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木団地１棟415号室
債務者　村野　　歩
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第４６６号**
京都府京田辺市水取高井鎌10番地
債務者　井上寿こと　井上　壽久
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第５４５号**
京都府向日市上植野町大門５番地　府営住宅上植野団地４棟302号
債務者　デイ・エムメンテこと　長村　崇史
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第５６７号**
京都市右京区嵯峨大覚寺門前井頭町３番地１大覚寺市営住宅１棟204号
債務者　伊東真由美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第６０３号**
京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交運株式会社内
債務者　いちの屋こと　奥村　隆夫
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第７８号**
兵庫県加古川市志方町志方町1258番地の２
債務者　関山　亮太
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第７９号**
兵庫県加古川市志方町志方町1258番地の２
債務者　関山　亜衣
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第１２７号**
兵庫県姫路市花田町勅旨402番地
債務者　渡邉　人支
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部